

糸魚川市農業委員会 議事録	
開催日	令和7年6月30日(月) 午後3時30分から午後4時05分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	【農業委員(出席16名、欠席3名)】 ・出席委員：2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松本秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：1番渡辺朗委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員 【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 ・出席委員：1番杉倉正委員、2番加藤保委員、3番石塚明夫委員、4番原 仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番斉藤嘉一委員、7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、9番山岸寛幸委員、11番中村芳仁委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、15番槇立 力委員、16番土澤健一委員、17番竹内富男委員、18番小川博嗣委員 ・欠席委員：10番田上浩和委員、12番池亀健一委員 (以上、出席32名)
出席職員	農業委員会事務局 星野局長、井上次長、小島係長(書記)、小竹主任主査、林主査
説明等のため出席した者の職氏名	農林水産課(農業支援係) 渡辺係長、宮路主査
署名委員	議長
	14番 委員
	15番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
No.7～No.8 2件

報告第2号 農地の休耕及び増反届
No.27～No.28 2件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.87～No.99 13件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.3008～No.3009 2件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請
No.5005 1件

議第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.69～No.92 24件

議第4号 糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見 1件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

7月31日(木) 9時30分開会 市役所201・202会議室

=====

【研修】 16 時 20 分～

- ・ 農作業事故防止のVR動画体験

=====

【連絡事項】

- ・ 農地パトロール

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、1 番渡辺朗委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員の3名と農地利用最適化推進委員の10 番田上浩和委員、12 番池亀健一委員です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第1＝議事録署名委員の指名
議長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、14 番稲葉淳一委員、15 番斉藤正機委員を指名いたします。 日程第2＝報告事項
議長 小竹主任主査	<報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて2件でございます。 説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 7 番糸魚川地区、南押上二丁目地内の2筆 985 m²について、現況は雑種地です。 8 番糸魚川地区、南押上一丁目地内の2筆 603 m²について、現況は宅地です。 以上で説明を終わります。

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長 林主査	＜報告第2号 農地の休耕及び増反届＞ 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。2頁をご覧ください。 27 番能生谷地区、槇地内の21 筆 3,902 m²については、労力不足のため休耕するものです。 28 番能生谷地区、柱道地内の2 筆 684 m²については、耕作に不便なため休耕するものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長 林主査	＜報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知＞ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について13 件 ございます。 説明を求めます。 報告いたします。3頁をご覧ください。 87 番 下早川地区 五十原地内の2 筆 1,205 m²については、労力不足のため解約し他の方に貸し付けるものです。 88 番 上早川地区 中川原新田地内の1 筆 1,481 m²については、農地の利用調整により解約し他の方に貸し付けるものです。 89 番から 98 番まで大和川・西海地区 大和川地内 35 筆 13,524 m² 羽生地内 23 筆 10,867 m²、合計 58 筆 24,391 m²については圃場整備のため解約するものです。この後の付議事項で坂井圃場の貸借の契約が出てくる予定です。 99 番 能生谷地区溝尾地内の1 筆 828 m²については農地の利用調整により解約し他の方に貸し付けるものです。 以上で説明を終わります。

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。 日程第3＝付議事項
議長	<議第1号 農地法第3条の規定による許可申請> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。
林主査	説明いたします。7頁をご覧ください。 3008番、下早川地区、五十原地内の14筆2,987㎡について所有権移転贈与です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道海老岩線沿いの場所です。譲渡人は6名の共有で県外に居住しており、申請地の管理ができないため申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。対象地は、今年の4月に嵩上げについて事前相談がありましたが、高さが30cm未満ということで届出不要であり、1枚で4反ほどの圃場になっております。申請者は、農地所有適格化法人であり、要件についても問題ないことを確認しております。 3009番、能生谷地区、柵口地内の10筆2,155㎡について所有権移転売買です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道柵口登山線の近くの場所です。申請人は、昨年の能登半島地震で被災され、転居先を探していたところ、家を求め、近くの農地も合わせて購入し、農地に活用するものです。譲渡人は申請地での耕作が不便なため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長 小竹主任主査	＜議第2号 農地法第5条の規定による許可申請＞ 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。8頁をご覧ください。 5005番、糸魚川地区、東寺町2丁目地内の1筆398㎡については、住宅1棟と駐車場敷地の転用です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道御蔵道2号線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 林主査	＜議第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見＞ 議第3号 農用地利用集積等促進計画案について24件ございます。事務局の説明を求めます。 説明いたします。9頁からとなります。 69番上早川地区中川原新田地内の1筆1,481㎡については、規模拡大となります。 70番から84番までは、厚田の坂井圃場であり、圃場整備後は1枚が約1町歩で4枚の田となり、担い手3名が耕作する予定で、仮地番の合計16筆49,361㎡となっております。 85番能生谷地区小見地内の1筆486㎡については、耕作者の住所が東京となっておりますが、農業は家族経営で行っており、市内には姉妹もいるので、規模拡大は可能と考えております。 86・87番能生谷地区小見地内の合計9筆11,830㎡については、規模拡大となります。 88番能生谷地区柵口地内の1筆684㎡については規模拡大です。 89番から91番までは、能生谷地区高倉地内の合計35筆23,916㎡については、規模拡大となります。 92番青海地区須沢地内の2筆819㎡については規模拡大となりま

議長	す。以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
片山委員	地域計画について、今後の予定を含めて、この制度により制限を受けることがあるのか。
小島係長	貸借契約の話があれば、まず地域計画（目標地図）との照会を行う。 ただ、現状の目標地図は、昨年の春の内容なので、これから最新の内容に目標地図の更新作業があり、この秋に地域にお示しする。
片山委員	地域計画の今後のブラッシュアップ、将来的な見直しがあるわけだが、大きな規制はあるのか。
小島係長	主だった規制はない。地域計画の外であっても農地の貸借契約は可能である。
議長	規制ではないが、今後関係することは、例えば国や県の補助事業。とりわけ圃場整備には、この目標地図の対象になっているかが重要とってくる。より詳しい話については、個別に対応する。 他に議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第4号 糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見> 議第4号 糸魚川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる意見について1件ございます。
宮路主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。16頁をご覧ください。 令和7年3月に県の基本方針が変更されたことから、当市の基本構想について、県にそって変更するものであります。主な変更点ですが、2点あります。 1点目につきましては、新旧対照表の8ページから13ページの改正後の項目、赤字部分です。第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率のかつ安

	定的な農業経営の指標についてです。 県の基本方針にならない、普及指導センターと連携して現状に合わせ内容を変更するものです。類型数を13から6に見直しました。 2点目につきましては、新旧対照表の17ページの赤字部分です。第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてです。令和7年3月に市内15地区で地域計画を策定したことから、実効性確保に向けた内容に改めました。加えて、18ページから25ページの改正後の赤字部分の利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法の一部改正により令和7年3月31日をもって廃止されたことから、関連する規定を削除しております。 その他、全編にわたり法律改正、施策の変更等に伴う文言修正を行いました。 今後の予定は、新潟県へこの基本構想素案を提出、協議し、9月上旬ごろに県からの同意を経て、市で公告し、基本構想の策定が完了する流れになります。 県との協議過程で文言等の修正がある可能性があります、この構想の方向性については変更がありませんので、委員の意見をいただきたいものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
片山委員	地域計画は合意形成が重要。それに向けた方針をしっかりと示す必要がある。類型であるが、これらは比較的規模の大きい経営体の理想を示すものであり、棚田等の条件の厳しい中山間地域の営農にも沿った内容にしてほしい。
宮路主査	まず、地域計画については、今までは、策定に向かっていく内容であったが、地域計画策定後の見直し、ブラッシュアップする内容に変えている。
片山委員	中山間地域の現状については、集落の話し合いを基に地域の実態に応じた経営体の育成を図るという内容になっている。 話は分かるが、それを分かりやすく表現してほしい。
議長	他に議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

